

〔倭訓栞前編三〕いづも 國名の出雲はいづくもを約ればづなり、素盞鳴尊の出雲八重垣の神詠に起れり、その事出雲風土記に見えたり、

〔出雲風土記上〕所以號出雲者、八束水臣津野命詔、八雲立詔之故、云、八雲立出雲、

〔古事記上〕茲大神初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌其歌曰、夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐、

〔古事記傳九〕伊豆毛は出雲にて、伊傳久毛の傳久を約て、豆となれるなり、○中さて此御歌詞より起りて、國名を出雲と負り、其から八雲立と云言、風土記に、所以號出雲者、八束水臣津野命

詔、八雲立語之故、云、八雲立出雲、また八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者云々とあるは、臣津野

命は此の御歌詞に因て、後に詔へるなり、須佐之男命の、八雲立出雲とよみ賜へる此國はと云

意なり、味ひて知べし、文義をさて臣津野命の如此詔へるによりて、遂に國名にはなれるなり、臣津野命

は、須佐之男命の四世の御孫にて、次に出たり、さて諸國の例に依り、野命、國名とせざるが多ければ、此國も、出雲郡出雲郷あれば、始は此郷より出たる國名なるべし、郡名、郡は彼臣津野命の、八雲立出雲國者と詔へるハ、廣く一國を指てなれども、然詔へりしは、出雲、郡出雲郷のあたりにての事なりし故に、先其處の名に負るが、後に大名にもなれるなり、

位置
〔地勢提要乾〕各國經緯度 附里程

出雲松江末次本町 極高三十五度二十七分半、經度西二度四十分、從東都同上、東海道自西國街、二百二

十二里一十二町四十間、

出雲三穗關、極高三十五度三十三分半、經度西二度二十五分、自東都同上、自下野村、歷津山、二百三十

四里三十三町三十二間、

〔日本經緯度實測〕北極出地

出雲 杵築 三五度二三分三〇秒 松江 三五度二七分三〇秒

東西里差